

|| City Planning of Kakogawa ||

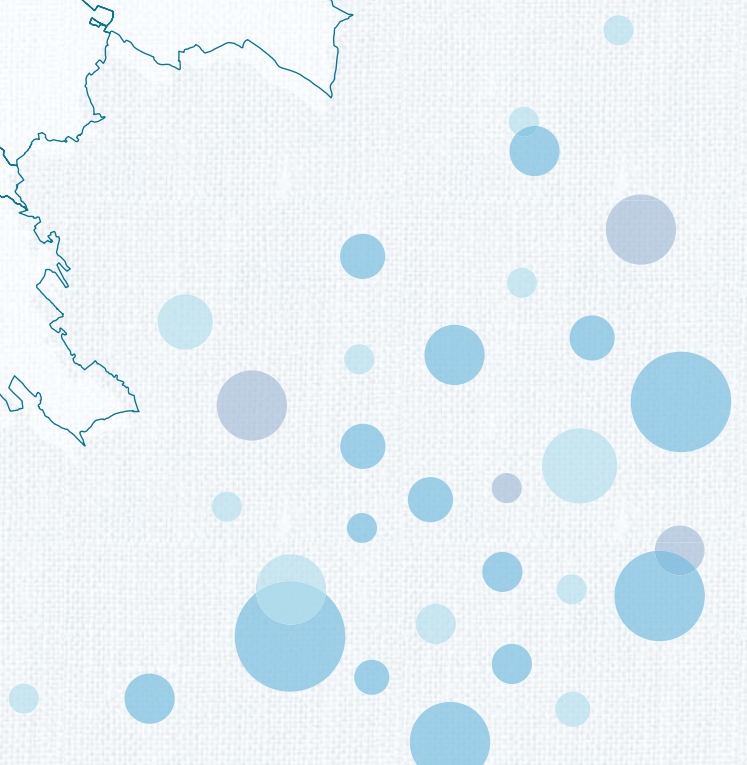
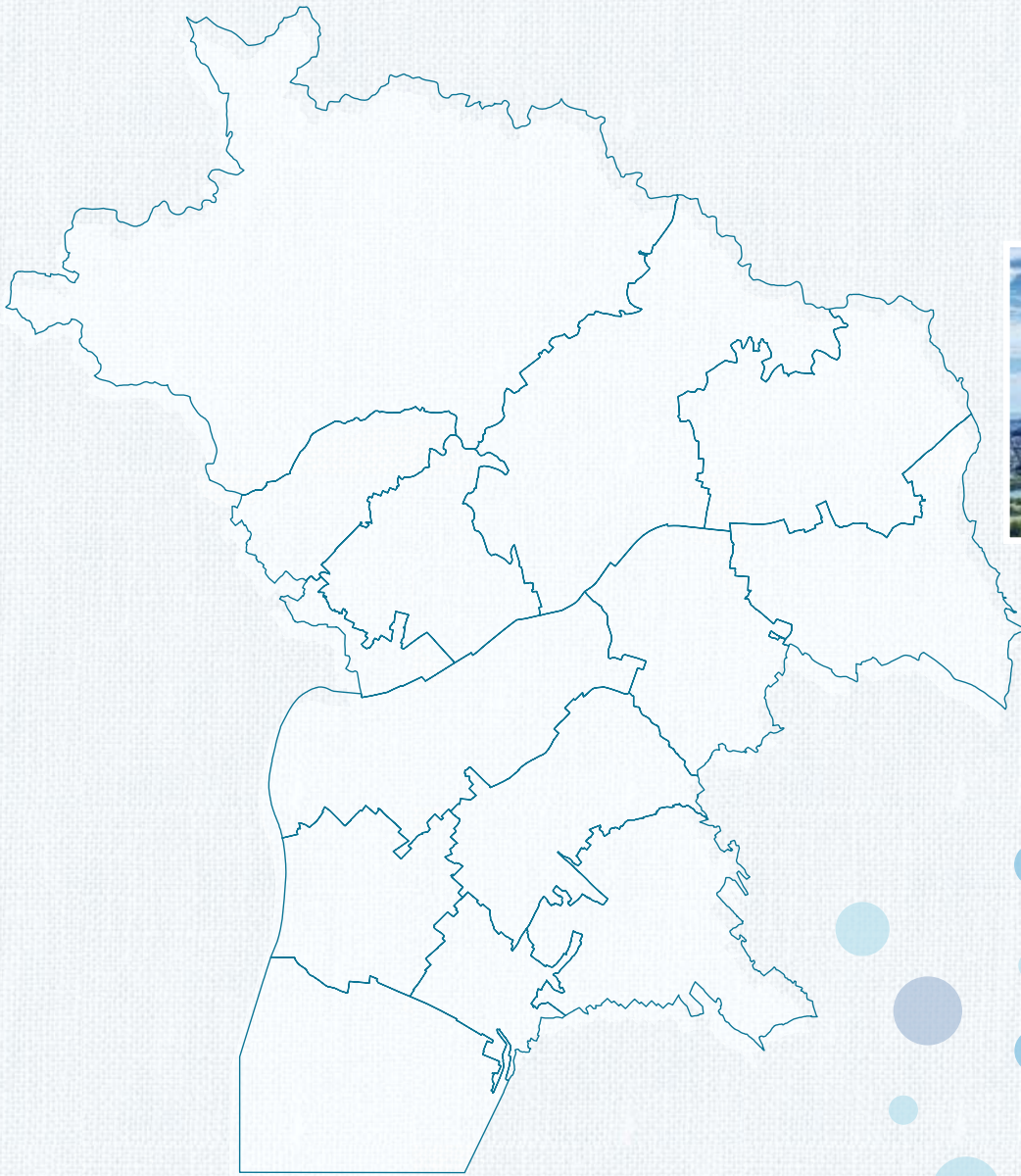
加古川市 総合計画

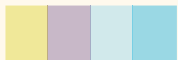
【概要版】

夢と希望を描き

幸せを実感できるまち

加古川





はじめに



県下最大の一級河川「加古川」が貫流する本市は、北部に自然豊かな丘陵地が広がるとともに、南部や中央部には商業・サービス業の集積が進むなど、自然環境と生活利便性の両方を享受できる

まちとして発展してきました。

近年の全国的な人口減少や少子高齢化の進行は、本市においても例外ではなく、産業分野における担い手不足や社会保障関連経費の増大などが予測されます。さらに、新型コロナウイルスという新たな脅威により、日常生活の様々な場面で行動変容が求められるなど、私たちを取り巻く状況を克服するための変化が求められています。

こうした中、市制70周年の節目でもある令和2(2020)年に、本市における今後のまちづくりの方針となる「加古川市総合計画」を定めました。新たな総合計画では、市民生活の安全・安心をしっかりと支えながら、このまちに住む皆さま一人一人により大きな幸せを感じていただけるよう、「ひと」を大切にしたいまちづくりを進めていくことをコンセプトとしています。

人と人がともにささえあいながら、市民の皆さまや事業者の皆さまとの「協働」により、明るい未来を実現するため、本計画に基づく各施策の推進に全力を尽くしてまいります。より一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

結びになりますが、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました審議会委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見やご提案をいただきました市民の皆さまに心から厚く御礼申し上げます。

令和3(2021)年3月

加古川市長 岡田 康裕



目次

contents

- ◆ 策定の趣旨 2
- ◆ 総合計画の位置付けと期間 2
- ◆ 総合計画の構成 3
- ◆ 将来の目標人口 3
- ◆ まちづくりの基本理念 4
- ◆ 将来の都市像 4
- ◆ 都市空間の利用の方向性 5
- ◆ 基本目標とまちづくりの進め方 6
- ◆ 各施策の基本方針 7



策定の趣旨

本市は、人口減少、少子高齢化による人口構造の変化、公共施設や社会インフラの老朽化、ごみ減量などの環境問題、ICT(情報通信技術)の急速な変革への対応などの課題に直面しています。

これらの課題に対応し、持続可能な発展を遂げてこそ、本市で生活するすべての人が、安全に安心して毎日を過ごすことができ、本市の未来を担う子どもたちや若い世代が明るい未来を展望できるまちをつくることができます。

そのようなまちになるためには、時代の変化を的確に捉えるとともに、市民、事業者、行政などのそれぞれが市の現状とめざすべき将来像についての共通認識を持ちながら、主体となって協働によるまちづくりを進めていく必要があります。

このような視点から、本市における今後のまちづくりの方針を定めるために、新たな総合計画を策定します。

総合計画の位置付けと期間

本計画は、「将来の都市像」の実現に向けたまちづくりの基本的な方向性や施策を総合的かつ体系的に示し、市政を推進する上での方針となるもので、市のあらゆる計画の最上位に位置付けます。

計画期間は、令和3(2021)年度を初年度とし、令和8(2026)年度までの6年間とします。



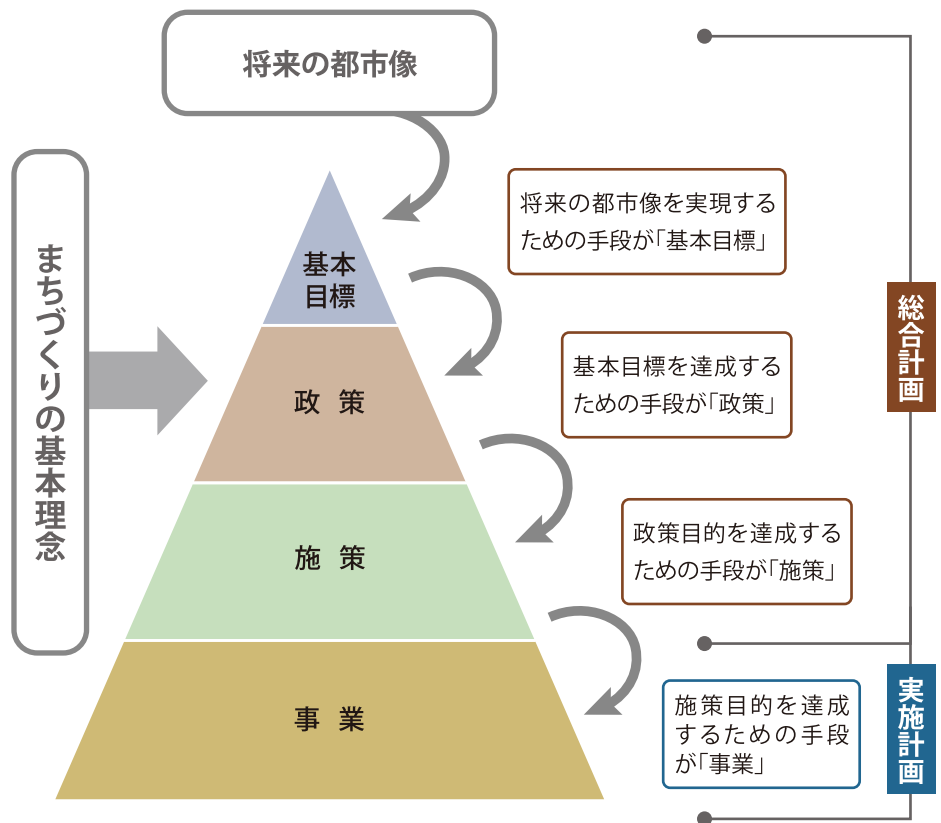
加古川市民レガッタ

総合計画の構成

総合計画は、「将来の都市像」「基本目標」「政策」「施策」で構成します。

「将来の都市像」と「基本目標」、「基本目標」と「政策」、「政策」と「施策」は、それぞれ目的と手段の関係で結びついています。

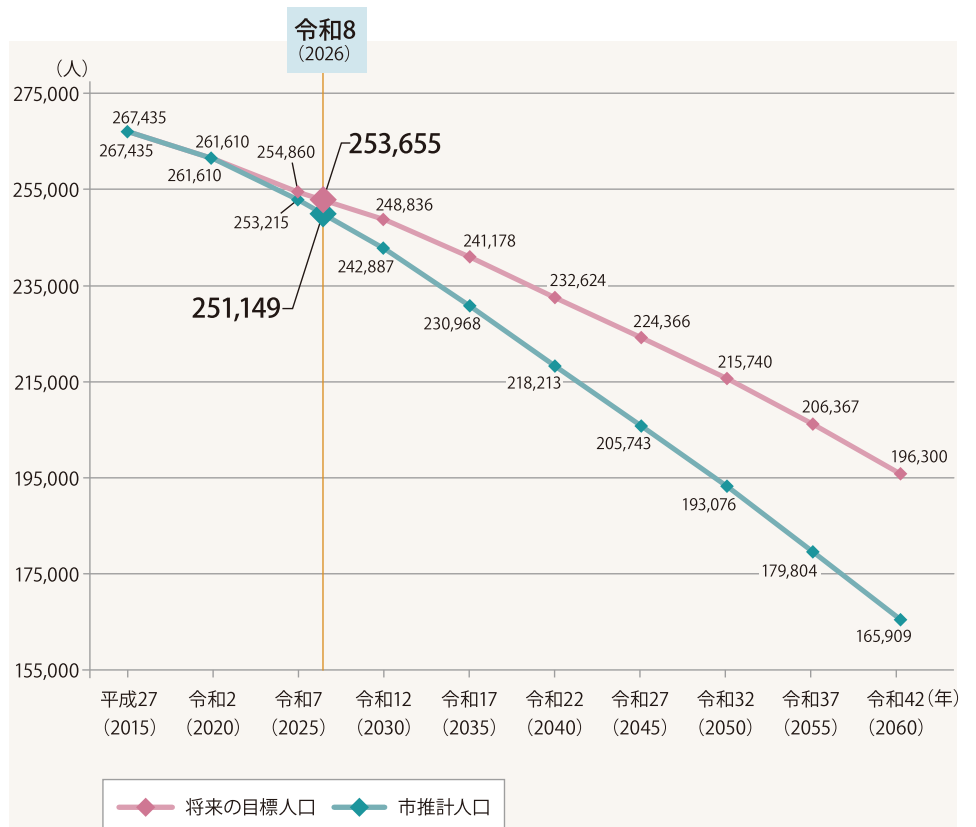
また、施策目的を達成するために実施する「事業」については、実施計画においてとりまとめます。



将来の目標人口

総合計画に基づく取組を着実に進め、市民生活の質の向上を図りながらも、「加古川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」や各個別計画との連携のもと、積極的かつ効果的に、転出超過の抑制と出生率の維持・向上に資する施策に最大限取り組むことで、将来の目標人口として令和8(2026)年に約25万4千人、令和42(2060)年には約20万人の確保をめざします。

■ 将来の目標人口と市推計人口



(注) 市推計人口は国立社会保障・人口問題研究所の推計方法に準拠し算出
平成27(2015)年は国勢調査による実績値、
令和2(2020)年以降はコーホート要因法による推計値

まちづくりの基本理念

まちづくりの基本理念を次のとおり定めます。

ひと・まち・自然を大切にし ともにささえ はぐくむまちづくり

本市は、平成12(2000)年に「ウェルネス都市 加古川」を宣言しました。

「ウェルネス」とは、運動、栄養、休養だけでなく、幅広く生きがいや人間関係、生活環境などの要素をバランスよく保ち、より積極的に創造的に、健康な心身でいきいきと毎日を過ごすことを意味しており、「ウェルネス都市」の実現をめざして取り組んできました。

今後も、「ウェルネス都市」の理念を継承しつつ、本市で生活するすべての「ひと」、活気ある「まち」、豊かな「自然」を大切にしたいまちづくりを進めます。

また、人口減少等に伴う様々な課題を克服するため、すべての市民、事業者などが互いを思いやり支えあいながら、行政と一体となって、より一層の協働によるまちづくりを進めます。



市の木:くろまつ



市の花:つつじ

将来の都市像

将来を見据えた、長期的な取組により実現をめざす本市のまちの姿として、将来の都市像を次のとおり定めます。

夢と希望を描き 幸せを実感できるまち 加古川

社会経済の成熟化とともに、「物質的な豊かさ」から「心の豊かさ」へと人々の価値観は変化しており、ライフスタイルの多様化が進んでいます。

また、多様な生き方が選択できる社会へと変容しつつある中、一人一人の価値観が尊重されるとともに、個性や能力が発揮できる社会の実現が求められています。

このような中で、本市が持続的に発展を遂げるため、本市で生活するあらゆる世代が、日々の生活の中に幸せを実感することができ、とりわけ未来を担う子どもたちや若い世代が、将来に夢や希望を描くことができるまちをめざします。



保育所での保育の様子



中学校給食



加古川ツデーマーチ

都市空間の利用の方向性

本市は、播磨平野を貫流する県内最大の河川「加古川」の下流に位置しています。播磨灘に面し、大規模な製鉄工場や関連企業、工場などが集積する臨海部、鉄道や幹線道路等が横断し、市街地が広がる南部及び中央部、播磨中部丘陵県立自然公園をはじめ、農地やため池等の自然豊かな北部の3つの地域で構成され、それぞれの特性が活かされた都市空間を形成しています。

一方で、高度経済成長期の人口増加や核家族化の進行などを背景とした住宅市街地の拡大、ロードサイド型の大規模集客施設の分散立地など、拡散型の都市構造となる中、無秩序な市街化の防止や都心等における都市機能の強化、良好な居住環境の形成に向けた取組を進めてきました。

しかしながら、人口減少・超高齢社会においては、必要な都市基盤の整備を進めつつ、各拠点に応じた都市機能の誘導と集積を図るとともに、拠点間等を交通ネットワークで有機的に連携させるなど、コンパクトで持続可能な都市構造への転換が必要です。

このような現状を踏まえ、「市域の基本的構成と整備方針」、「都市拠点と基幹交通体系」、「土地利用の基本方針」及び「生活圏と行政サービスの展開の方向性」を定め、計画的な土地利用を図るとともに、それぞれの地域が持つ特性を生かしながら、活力あるまちづくりを推進します。



JR加古川駅周辺



寺家町周辺地区防災街区整備事業



都市計画道路神吉中津線完成予想図

◆都市拠点と基幹交通体系



基本目標とまちづくりの進め方

将来の都市像を実現するため、まちづくりの基本理念を踏まえ、5つのまちづくりの基本目標及びまちづくりの進め方を定めました。



各基本目標に掲げる施策及びまちづくりの進め方についての詳細は、次ページ以降に掲載しています。

各施策の基本方針

基本目標	政策	施策	基本方針
1 心豊かに暮らせるまち	(1) 子どもの健やかな成長を支援する	① 結婚・出産・子育ての支援	社会全体で結婚・出産・子育てを応援する機運を醸成するとともに、ライフサイクルを通じて切れ目のない支援体制を構築し、結婚・出産・子育ての希望が叶えられるまちづくりを進めます。
		② 就学前教育・保育の充実	幼児期の教育・保育の量の確保と質の向上に取り組むとともに、発達や学びの連続性を重視した教育の充実を図り、子どもたちの生きる力の基礎を育み、健やかな成長を支えます。
		③ 義務教育の充実	子どもたちの個々の能力を尊重しつつ、自ら意欲的に学び、「思考力・判断力・表現力」を身に付けた児童・生徒を育成するため、協同的探究学習の推進や外国語教育の質をさらに向上させる取組、「知・徳・体」をバランスよく育む教育を推進します。
		④ 特別支援教育の充実	障がいのある子どもの能力を最大限に伸ばし、自立や社会参加に必要な力を培うため、子どもの個々の特性に応じた教育の充実や指導体制の強化を図るとともに、市民の障害に対する理解や認識を促進し、インクルーシブ教育システムの構築を進めます。
		⑤ 教育環境の充実	子どもの学びや育ちを支える環境の充実を図るため、校種間や学校・家庭・地域の連携を強化しつつ、子どもにとって望ましい教育支援体制の充実を図るとともに、安全で快適な学習環境の整備を推進します。
	(2) 地域における教育・学習環境を整備する	① 生涯学習の推進	習得した知識や能力を社会や地域に生かせる環境を構築するため、生涯学習の内容や推進体制の充実を図ります。
		② 青少年の健全育成	子どもたちの心身の健全な成長を促すため、家庭や地域における教育力を向上するとともに、青少年の育成環境の向上や青少年への支援体制の充実を図ります。
	(3) スポーツや文化・芸術を振興する	① スポーツ・レクリエーション活動の推進	市民誰もがスポーツを通じて、いきいきと過ごすことができる社会を実現するため、スポーツやレクリエーション活動の活性化を促進するとともに、スポーツボランティアの確保や養成、スポーツ・レクリエーション施設の利用促進を図ります。
		② 文化・芸術の振興	歴史資源や文化・芸術を活用したまちづくりを進め、創造性を育み、多様な文化が共生する社会を実現するため、歴史資源の保存や活用を図り、市民の主体的な文化・芸術活動を支援するとともに、国際化の推進を図ります。
	(4) 互いに尊重しあって暮らせる社会を実現する	① 人権文化の確立	一人一人の人間としての尊厳と基本的人権が尊重される社会を確立するため、人権教育や啓発を推進するとともに、人権問題に対する相談体制の充実を図ります。
		② 男女共同参画社会の形成	性別にかかわらず一人一人の個性と能力を発揮し、心豊かに暮らせる社会を実現するため、誰もが活躍できる環境づくりを促進するとともに、仕事・家庭・地域における男女共同参画を推進します。

SDGsの理念を踏まえた加古川市総合計画の推進

加古川市総合計画がめざす方向性は、国際社会全体の目標であるSDGsがめざす方向性と同様であることから、総合計画に基づく各施策の推進がSDGsの達成にも寄与するものと考えています。

施策の方向性	SDGs該当項目
<ul style="list-style-type: none"> ● 安心して結婚・出産・子育てができる環境の構築 ● 地域の子育て支援の充実 	
<ul style="list-style-type: none"> ● 幼児期の教育・保育の量の確保と質の向上 ● 発達や学びの連続性を重視した教育の充実 ● 教職員の資質能力の向上 	
<ul style="list-style-type: none"> ● 「知・徳・体」をバランスよく育む教育の充実 ● 「わかる学力」の向上に向けた協同的探究学習の推進 ● 外国語教育の質の向上 ● 教職員の資質能力の向上 	
<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの個々の特性に応じた教育の充実 ● 教職員の資質能力の向上 ● 市民の障害に対する理解・認識の促進 	
<ul style="list-style-type: none"> ● 教育支援体制の充実 ● 地域とともにある学校づくりの推進 ● いじめや不登校の防止対策の推進 ● 学校規模の適正化や適正配置に関する協議の推進 ● 安全で快適な学習環境の整備 ● ICT環境の整備 ● 高等学校、高等教育機関等との連携 	
<ul style="list-style-type: none"> ● 生涯学習内容の充実 ● 生涯学習推進体制の充実 	
<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭や地域における教育力の向上 ● 青少年育成環境の向上 ● 青少年への支援体制の充実 	
<ul style="list-style-type: none"> ● スポーツ・レクリエーション活動の普及・促進 ● スポーツボランティアの確保・養成 ● スポーツ・レクリエーション施設の利用促進 	
<ul style="list-style-type: none"> ● 歴史資源の保存・活用 ● 文化・芸術活動の促進 ● 国際化の推進 	
<ul style="list-style-type: none"> ● 人権教育・啓発の総合的な推進 ● 人権問題に対する相談体制の充実 	
<ul style="list-style-type: none"> ● 女性活躍の推進 ● 男女共同参画に関する啓発・情報発信の推進 	

SDGsの17のゴール

- | | | | | |
|----------------|----------------------|-------------------|------------------|----------------------|
| 1 貧困をなくそう | 5 ジェンダー平等を実現しよう | 8 働きがいも経済成長も | 11 住み続けられるまちづくりを | 15 陸の豊かさを守ろう |
| 2 飢餓をゼロに | 6 安全な水とトイレを世界中に | 9 産業と技術革新の基盤をつくろう | 12 つくる責任つかう責任 | 16 平和と公正をすべての人に |
| 3 すべての人に健康と福祉を | 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに | 10 人や国の不平等をなくそう | 13 気候変動に具体的な対策を | 17 パートナーシップで目標を達成しよう |
| 4 質の高い教育をみんなに | | | 14 海の豊かさを守ろう | |

各施策の基本方針

基本目標	政策	施策	基本方針
2 安心して暮らせるまち	(1) ともに支えあう福祉社会を実現する	① 地域福祉の充実	地域社会の福祉課題を解決し、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるよう、住民一人一人のできることの実践(自助)、制度化された相互扶助(共助)、公的な福祉サービス(公助)に加え、住民相互の支えあい(互助)による地域づくりを推進します。 また、生活困窮者など複雑かつ複合的な課題を抱える人を支援するため、地域の様々な資源を活用した包括的な支援の充実を図るとともに、生活保護制度の適正な運用に努めます。
		② 障がい者福祉の充実	障がいのある人が地域住民の一員として、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、福祉、医療、教育、就労等の関係機関と連携・協力し、日常生活や地域生活の支援の充実を図るとともに、社会参加に向けた自立の基盤づくりに努めます。
		③ 高齢者福祉の充実	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域が一体となって、暮らしを支える体制づくりを推進するとともに、介護や支援が必要な方の生活を支える介護サービスの充実を図ります。 また、いつまでも自分らしく、いきいきと暮らせるよう、生きがいづくりや社会参加の促進を図ります。
	(2) 健康づくりや地域医療を充実する	① 健康の保持・増進	子どもから高齢者まで、ともに支えあい、誰一人取り残すことなく、健やかに暮らすことができるまちをめざし、市民一人一人の価値観やその人らしさを重視した健康づくりとライフステージに応じた食育を推進するとともに、保健予防活動の充実を図ります。
		② 地域医療の充実	市民が住み慣れた地域で、いつでも安心して医療を受けられるよう、医師会などの関係機関と連携した取組の推進と、医療機関相互の連携強化による救急医療体制の充実を図ります。
	(3) 市民生活の安全・安定を確保する	① 危機管理体制の充実	自然災害をはじめとするあらゆる危機事象から、市民の生命と財産を守り、安全・安心が確保されるよう、多様な主体による総合的な危機管理体制の確立を図ります。 また、市民一人一人の防災意識を高め、災害予防対策や災害時対策を推進します。
		② 消防・救急体制の充実	市民の生命と財産を守るため、消防体制の充実や火災予防の推進を図るとともに、救急・救命体制を充実するなど、総合的な消防・救急体制を確立します。
		③ 防犯・交通安全対策の推進	犯罪や交通事故のない「安全・安心」なまちをつくるため、子どもや高齢者を見守り、市民の防犯・交通安全意識の向上に努めるとともに、地域における防犯活動や警察など関係機関と連携した防犯・交通安全対策を推進します。
		④ 安全・安心な消費生活の推進	消費者の主体的な選択・行動による、安全・安心な消費生活の実現をめざし、市民一人一人のよりよい消費生活に向けた意識の向上や知識の習得に向けた取組を支援するとともに、関係機関との連携による消費者被害の未然防止を図ります。
⑤ 就業機会の確保と労働環境の向上		市民が安心して働き、仕事と生活の調和がとれた暮らしを営むことができるよう、関係機関と連携した就業機会の確保を図るとともに、働きやすい環境づくりを進めます。	

施策の方向性	SDGs該当項目
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域福祉の総合的な推進 ● 地域福祉活動の拠点づくり ● 自立支援・生活援護の推進 	
<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者の日常生活支援の充実 ● 障がい者の社会参加の促進 	
<ul style="list-style-type: none"> ● 暮らしを支える体制づくりの推進 ● 介護サービスの充実 ● 高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進 	
<ul style="list-style-type: none"> ● 健康づくりの推進 ● 食育の推進 ● 保健予防活動の充実 	
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域医療体制の充実 ● 救急医療体制の充実 	
<ul style="list-style-type: none"> ● 総合的な危機管理体制の確立 ● 災害予防対策の推進 ● 災害時対策の推進 	
<ul style="list-style-type: none"> ● 消防体制の充実 ● 火災予防の推進 ● 救急・救命体制の充実 	
<ul style="list-style-type: none"> ● 見守りカメラ・見守りサービスの効果的な運用 ● 地域における防犯活動等の推進 ● 交通安全教育・啓発の推進 	
<ul style="list-style-type: none"> ● 消費者教育の推進 ● 消費者保護対策の充実 	
<ul style="list-style-type: none"> ● 就業支援の推進 ● 労働環境の向上 ● 働き方改革の推進 	

各施策の基本方針

基本目標	政策	施策	基本方針
3 活力とにぎわいのあるまち	(1) 農業・水産業を振興する	① 農業の振興	市民の農業に対する理解や関心を深めるとともに、生産基盤の整備・保全や担い手の確保への支援などを通じて、経営安定化を促進することで、農業の持続的な発展をめざします。
		② 水産業の振興	水産資源の維持拡大を促進し、生産基盤の整備・保全を図るとともに、水産業経営の安定化を促し、水産業の持続的な発展をめざします。
	(2) 工業・地場産業を振興する	① 工業の振興	生産性や技術力の向上をはじめ、技術革新への対応や新事業への展開に関する支援などに取り組み、工業経営の安定化を促進するとともに、本市が持つ高い利便性を生かした企業立地の促進に努めることで、工業の持続的な発展をめざします。
		② 地場産業の振興	経営の安定化に向けた取組を支援するとともに、独自の技術や技能を生かした新たな製品の開発や情報発信を促進することで、伝統的な地場産業を維持・継承します。
	(3) 商業・観光を振興する	① 商業・サービス業の振興	にぎわいのあるまちをめざし、中心市街地の活性化をはじめ、市内の小売業の振興を促進するとともに、流通機能の充実を図ります。
		② 観光の振興	観光による交流人口の増加と地域の活性化をめざし、さらなる食の観光化を推進するなど資源を有効に活用するとともに、広域連携の強化や効果的かつ魅力的な情報発信を行うことで、誘客促進に努めます。

基本目標	政策	施策	基本方針
4 快適なまち	(1) 機能的・効率的なまちを形成する	① 計画的な土地利用	持続可能なまちづくりをめざし、適切な都市機能の誘導と集積による、地域特性を生かした効果的な土地利用を図ります。
		② 都市拠点機能の充実	加古川駅周辺地区及び東加古川駅周辺地区、別府駅周辺地区については、業務・商業・教育・文化・居住など多様な都市機能の効果的な誘導と集積を図り、回遊・滞在しやすい魅力ある都心・副都心の形成をめざします。また、地域拠点については、各地域の特性を踏まえた機能の確保を図ります。
		③ 幹線道路・港湾機能の充実	幹線道路ネットワークの形成により、円滑な道路交通の実現を図るとともに、経済活動の創出や生産性の向上をめざし、国、県など関係機関との連携のもと、幹線道路の整備を促進します。 また、東播磨港における海上物流機能の基盤の強化を促進します。
		④ 公共交通機能の充実	持続可能な公共交通網の構築をめざし、地域にふさわしいコミュニティ交通の充実を図るとともに、公共交通の利便性向上を促進します。
	(2) 安全で快適な暮らしの基盤を整備する	① 秩序あるまちなみの形成	秩序あるまちなみと、地域特性を生かした良好な景観の形成をめざし、住民主体のまちづくりを進めます。
		② 防災・防犯のための基盤の整備	安全で安心なまちをめざし、災害に強い都市基盤の整備と防犯・交通安全に寄与する環境整備を推進します。
		③ 生活に身近な道路の整備	市民の生活を支える道路の安全性の確保をめざし、地域内道路の計画的かつ効果的な整備・改良を進めるとともに、適切な維持・補修に努めます。
		④ 良質な住宅供給の促進	安全・安心・快適な住環境の実現をめざし、居住しやすい環境の形成や既存の住宅ストックの活用を促進します。
		⑤ 安全で良質な水道水の供給	安全で良質な水道水を安定的に供給するため、水源から蛇口までの水道管理を行うとともに持続可能な事業経営を推進します。
		⑥ 雨水・汚水の適切な処理	快適で衛生的な生活環境の創出と安全・安心な暮らしの実現をめざし、安定した下水道機能の維持や、持続可能な事業経営を推進します。

施策の方向性	SDGs該当項目
<ul style="list-style-type: none"> ●生産基盤の整備・保全 ●農業経営の安定化 ●農業を通じた地域の活性化 	
<ul style="list-style-type: none"> ●生産基盤の整備・保全 ●水産業経営の安定化 	
<ul style="list-style-type: none"> ●工業経営の安定化 ●企業立地の促進 	
<ul style="list-style-type: none"> ●経営の安定化 ●地場産業の活性化 	
<ul style="list-style-type: none"> ●商業・サービス業の活性化 ●流通機能の充実 	
<ul style="list-style-type: none"> ●観光資源の有効活用 ●食の観光化の推進 ●広域的な観光の推進 	

施策の方向性	SDGs該当項目
<ul style="list-style-type: none"> ●都市機能の適切な誘導と集積 ●産業系土地利用の推進 ●地域特性を生かした土地利用の推進 	
<ul style="list-style-type: none"> ●都心・副都心の機能充実 ●地域拠点の機能充実 ●駐輪・駐車場対策の推進 	
<ul style="list-style-type: none"> ●幹線道路の整備 ●東播磨港の整備促進 	
<ul style="list-style-type: none"> ●コミュニティ交通の充実 ●公共交通の利便性向上 	
<ul style="list-style-type: none"> ●面的整備事業等の推進 ●景観まちづくりの推進 	
<ul style="list-style-type: none"> ●防災基盤整備等の推進 ●流域治水対策の推進 ●交通安全施設等の整備 ●防犯基盤の充実 	
<ul style="list-style-type: none"> ●道路の整備・改良 ●道路・橋梁の維持・補修 	
<ul style="list-style-type: none"> ●安全・安心な居住環境の形成 ●空き家等の管理・活用の促進 	
<ul style="list-style-type: none"> ●安定した水道水の供給 ●健全な事業経営の推進 	
<ul style="list-style-type: none"> ●下水道機能の維持 ●下水道施設・管渠の計画的な整備 ●健全な事業経営の推進 	

各施策の基本方針

基本目標	政策	施策	基本方針
5 うるおいのあるまち	(1) 地球環境と地域の環境を保全する	① 地球環境の保全	地球温暖化や環境汚染の防止を進めるため、市民一人一人の環境保全意識のさらなる高揚を図り、環境への負荷の少ない社会の構築をめざします。
		② 地域の自然環境の保全	人と自然が共生する社会の実現をめざし、里山林の保全や遊休農地の活用を促進するとともに、多様な生きものを育む環境の保全を図ります。
	(2) 資源の循環と環境美化を推進する	① ごみの減量・再資源化の推進	持続可能な循環型社会の構築による環境先進都市をめざし、ごみの発生を抑制し、再使用・再資源化に積極的に取り組むとともに、ごみの適正処理を推進します。
		② 環境美化の推進	市民への環境美化啓発を推進するとともに、公共用水域の保全を図り、水環境への負荷の低減を進めることで、清潔で美しい生活環境を創出します。
	(3) 水と緑の空間を形成する	① 公園等の整備	公園・緑地の整備や管理を進めるとともに、将来需要やニーズに対応した公園墓地等の運営に努め、世代を超えて集い、憩うことができる空間の形成をめざします。
		② 緑化・親水空間の活用	緑の保全・育成や親水空間の活用に向けた取組を進め、うるおいやすらぎを感じられるまちづくりを推進します。

基本目標	政策	施策	基本方針
6 まちづくりの進め方	(1) まちづくりの進め方	① 多様な主体と行政との協働	まちづくり活動の活性化を図るため、市民のまちづくり活動への参画を促すとともに、多様な主体間の交流・連携や市民等と行政との協働によるまちづくりを推進します。また、町内会や自治会などの地域コミュニティ団体の活性化を図り、地域の特色を生かしたまちづくりを進めます。
		② シティプロモーションの推進	シビックプライドを醸成するため、市政情報の的確な発信や広聴活動の充実を図るとともに、豊かな自然、文化・歴史や活躍する人々などを戦略的に発信するなど、本市の魅力を積極的かつ効果的に活用したシティプロモーションを推進します。
		③ 効果的・効率的な行財政運営	市民ニーズを的確に捉えつつ、新しい生活様式を踏まえた質の高い行政サービスの提供に向け、持続可能な行財政運営を推進するため、社会経済状況の変化に対応できる組織力・職員力の向上、経営基盤の堅持や先端技術を活用した情報化を進めるとともに、SDGsと連携した取組を推進します。
		④ 広域的なまちづくりの推進	都市間共通の課題に対して、スケールメリットを生かした積極的かつ戦略的な都市間連携を推進します。また、地域の活性化を図るため、周辺自治体など都市間連携の強化とともに、交流人口や関係人口の創出・拡大を図ります。



中央図書館こども絵本劇場



登校中の児童と見守りカメラ



見土呂フルーツパーク玉ねぎ収穫祭

施策の方向性	SDGs該当項目
<ul style="list-style-type: none"> ●地球温暖化防止の推進 ●環境汚染の防止 ●環境保全意識の啓発 	
<ul style="list-style-type: none"> ●里山林の保全や遊休農地の活用の促進 ●多様な生きものを育む環境の保全 	
<ul style="list-style-type: none"> ●ごみの発生抑制・再利用・再資源化による減量化の推進 ●ごみの適正処理の推進 	
<ul style="list-style-type: none"> ●環境美化啓発(マナーアップ)の推進 ●公共用水域の保全 	
<ul style="list-style-type: none"> ●公園・緑地の整備 ●公園墓地等の整備・運営 	
<ul style="list-style-type: none"> ●緑化の推進 ●親水空間の活用 	

施策の方向性	SDGs該当項目
<ul style="list-style-type: none"> ●市民のまちづくり活動への参画促進 ●多様な主体間の連携・協力の促進と行政との協働 ●地域コミュニティ団体・市民活動団体等の活性化 	
<ul style="list-style-type: none"> ●戦略的な情報発信 ●広聴活動の充実 ●魅力の再発掘、育成 	
<ul style="list-style-type: none"> ●組織力・職員力の向上 ●経営基盤の堅持 ●先端技術を活用した情報化の推進 ●SDGsの推進 	
<ul style="list-style-type: none"> ●広域的な都市間連携の推進 ●交流人口、関係人口の創出・拡大 	



かこバス



花とみどりのフェスティバル



まちづくりオープンミーティング

City Planning of Kakogawa

加古川市総合計画



加古川市
KAKOGAWA CITY

発行:加古川市

編集:加古川市 企画部 政策企画課
〒675-8501 加古川市加古川町北在家2000
TEL (079) 421-2000(代) FAX (079) 424-1370
<https://www.city.kakogawa.lg.jp>

発行年:令和3(2021)年

令和2(2020)年12月15日議決

本書に掲載している画像は、
新型コロナウイルス感染拡大前に
撮影したものを含んでいます。